

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 18 期 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日

令和 7 年 1 月 31 日 作成

監査法人名 應和監査法人

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

神保町三井ビルディング

総括代表社員 澤田 昌輝

一、業務の概要

1. 監査法人の目的及び沿革

- ・平成 19 年 5 月 1 日に監査業務、支援業務を目的に成立監査法人として設立
- ・平成 20 年 7 月 1 日に應和監査法人に改称
- ・平成 25 年 4 月に AGN International Ltd のネットワークにメンバーファームとして加入
- ・令和 5 年 7 月に Allinial Global のインディペンデントアソシエーションネットワークに加入

2. 無限責任監査法人または有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査業務 (法定監査・任意監査)

支援業務 (M&A 支援・事業再生支援・海外進出支援・株式公開支援等)

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和 6 年 11 月 30 日現在

(会計年度末)

種別	被監査会社の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	11 社	11 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	5	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	2	—
⑦ その他の任意監査	7	—
計	25	11

(4) 非監査証明業務の状況

23 件

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人では、最終的な意思決定機関を社員会としております。社員会での決定事項の執行に関する最終責任は”総括代表社員”が負い、品質管理、業務管理、人事等各責任者へ権限移譲して行われ、その状況は、適時に総括代表社員へ報告されるとともに毎月の社員会でも共有されております。また、品質管理委員会では、品質管理担当社員の指揮のもと品質管理システムに関する運用及び整備の有効性、及び法令遵守の状況について適時検証しております。

なお、毎月の社員会のほか、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士を交えた会議も毎月実施しており、経営上の相談や助言をさせていただいております。

(2) 品質管理体制

当監査法人では、品質管理に関する適切な方針及び手続きに係る規程を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、総括代表社員が、最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として品質管理委員会を設置しております。

(不正リスクへの対応)

「監査における不正リスク対応基準」(平成 25 年 3 月 26 日企業会計審議会)等の設定に伴い、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続きを定め、適切な整備及び運用に努めています。不正リスクにおける品質管理に関する責任者を総括代表社員とし、その整備及び運用に関する責任部署は品質管理委員会としております。

(3) 監査事務所のリスク評価プロセス

当監査法人では、品質目標の設定は社員会で協議の上決定しております。品質目標の達成を阻害しうるリスクの識別及び評価、品質リスクへの対処からなるリスク評価プロセスの整備及び品質目標自体の十分性の評価は品質管理委員会で行っております。

(4) ガバナンス及びリーダーシップ

当監査法人では、総括代表社員及び社員が中心となって、健全な組織風土の醸成に努めております。また、当監査法人の品質に関する説明責任を含む品質管理の責任は、最終的には総括代表社員が負っておりますが、組織内に品質管理システムの整備及び運用に関する責任者並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を設置するとともに、各監査業務実施の責任者が一義的な責任者であることとしております。

総括代表社員を含めた各社員が監査法人運営上の各役割に就いており、組織構造、職務分掌及び権限は規程等で明記しております。なお、監査法人運営及び業務運営に関する資源の適切な利用に関しては社員会で協議することとしております。

(5) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(i) 職業倫理

当監査法人では、所属する全ての社員及び職員並びに監査業務の実施において利用する外部の業務提供者が監査の実施において独立性と倫理性を保持するため、監査実施者の

適格性要件をまとめ、研修等を実施すること及び、研修の受講状況等の把握及び評価により「倫理規則等」の遵守について周知徹底を図っております。

品質管理委員会は、職業倫理の遵守に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続、及び職業倫理に抵触する事項を発見し、対処するための方針又は手続を定めております。

監査実施の責任者は、年度の監査を通じて定期的に、自ら及び補助者による職業倫理の遵守状況を確認しております。

(ii) 独立性

当監査法人では、所属する全ての社員及び職員並びに監査業務の実施において利用する外部の業務提供者が、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守することを目標としております。

品質管理委員会は、独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続、及び独立性を侵害する事項を発見し、対処するための方針又は手続を定めております。当該方針に基づき、当監査法人としては、定期的に全ての社員及び職員から「独立性のチェックリスト」により「独立性の確認書」を入手しております。

また、非監査業務を受嘱する際には、独立性に与える影響を把握及び評価した上で、社員会での報告事項としております。

(iii) ローテーションの方針及び手続

監査業務に関与する社員のローテーションの方針又は手続については、大会社等の監査業務に関する社員の関与期間は7年を超えないこと、必要なインターバルは最低2年（筆頭業務執行社員を累積で4年以上している場合は最低5年、審査の担当者（以下「審査担当社員」という）は最低3年）とすること等の方針を策定し、運用と監視を行っております。

(6) 社員の報酬決定に関する事項

社員報酬は、代表社員会運営規程に基づき、代表社員会で審議し決定しております。当該報酬評価にあたっては、品質管理の方針の遵守も考慮して実施しております。

(7) 監査、監査に準ずる業務（以下、「監査業務等」という。）に関する契約の受任及び継続の方針に関する事項

(i) 監査業務等の契約の受任

監査業務等の契約の受任に先立ち、企業と当監査法人（社員・職員を含む）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の誠実性やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件、当監査法人の能力及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受任にあたっては、審査の担当者による承認の上、社員会の受任決議を必要としております。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の受任の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の新規受任に伴うリスクを評価し、契約の新規受任時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続を定めております。

(ii) 監査契約の継続の方針

監査業務等の契約の継続は審査の担当者による承認を必要としております。監査業務等の継続の承認手続は、実質的な業務の開始前に完了することとし、その後の経過をモニタリングしております。

その結果、対応しがたいリスクが識別された場合には、監査業務等は継続しないこととしております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の継続の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の継続に伴うリスクを評価し、継続時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続を定めております。

(8) 監査業務等の新規締結及び更新後の対応

監査契約の新規の締結及び更新の後に、当該契約の解除につながる可能性のある情報を把握した場合は、審査の担当者と協議の上、社員会における協議、決議により、契約解除の決定を行っております。

(9) 業務の実施

(i) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続
監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、期中レビュー基準、内部統制監査基準、日本公認会計士協会の監査基準報告書や監査に関する実務指針等が含まれております。

当監査法人は、これらの法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、「監査マニュアル」を定めております。

また、監査の実施に当たっては、当該監査マニュアルの内容を反映した監査プログラムを用いております。この監査マニュアルに従って監査を実施することにより、全ての社員及び職員の監査諸規則等への遵守が図られるため、関連する法令及び諸規則への準拠、監査業務の統一的な実施と品質の維持が担保されております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。

(ii) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査の担当者が検討した上で、必要な場合には当監査法人の業務管理部、又はグループ内の関連事務所に問合せを行うこととしております。

(不正リスクへの対応)

監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ業務管理部又は当監査法人グループ内外の適切な者に専門的な見解の問合せを行うこととしております。

(iii) 監査上の判断の相違

監査実施者は監査実施者間で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は速やかに業務執行社員に報告することにしております。また業務執行社員と審査の担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、社員会での討議、専門家等の見解の入手などを行い監査上の判断の相違を解決することにしております。

(iv) 審査

当監査法人は、全ての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行い、審査に関する方針又は手続を「審査規程」として定めております。

なお、審査担当社員は、品質管理規程により業務執行社員ではない社員から選定し、審査の担当者の審査結果を受けて、社員会に報告しております。

審査担当社員の選任に当たっては、必要な経験・能力等といった適格性の要件を勘案しております。審査規程に基づき必要と認められる場合には、監査意見の形成に関して複数の社員による合議制の審査を実施しております。また、審査の結果は審査表にまとめられ、業務管理部で保管しております。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査に関する規程に基づき、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当社員又は複数の社員による合議制の審査において審議することとしております。

(v) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日後 60 日以内と定めております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して 10 年間と定めております。これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については細則を定め運用しております。なお、当監査法人では、原則として、電子監査調書ツールを使用しており、監査調書は電子監査調書として運用しております。

(10) 監査事務所の業務運営に関する資源

(i) 人的資源について

当監査法人では、職員の採用について、法人の経営方針に基づく人員計画により実施しております。職員の教育・訓練については、CPD としてもとめられている必須研修分野を含めた年 40 時間以上の全体研修のほか、各専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」「監査総論を含めたアソシエイト研修」「内部統制実践研修」「各勘定科目別監査研修」や、外部専門家による「プレゼンテーション演習」等も計画し、各現場での OJT と相乗効果になるよう実施しております。

職員の評価については、年 1 回の法人評価テーブルに基づく評価を実施すると同時に年 2 回定期カウンセリングを実施し、タイムリーにフィードバックが出来るようにしております。

職員の監査チームへの選任については、選任のための方針を策定し、当該方針にしたがって、編成責任者が執行しております。チームの編成に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えた編成となるよう配慮しております。監査実施の責任者は、監査チームが十分かつ適切な資源を適時に利用可能かを判断し、不十分又は不適切であると判断

した場合には、適切な措置を講じることとしております。

(不正リスクへの対応)

職員の教育・訓練において、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し能力を開発できるよう当監査法人内外の研修、不正関連業務の専門家によるセミナー等、不正に関する教育・訓練の機会を提供しております。

(ii) テクノロジー資源について

当監査法人では、監査品質の側面から、監査のペーパーレス化、業務効率化やその他のサポートを行うために、ICT チームを設置し、中長期的な ICT 基盤の構築計画を立案し、整備及び運用を進めています。

(1 1) 情報と伝達

(i) 監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に係る情報収集のプロセス

当監査法人では、監査業務に係る専門要員の関連法令違反、不適切な行為、判断及び意見表明、監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に関して、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針及び手続を定めております。

(ii) 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る方針及び手続

当監査法人では、監査役等との品質管理システムに関する協議について、内容、時期及び形式を含めた方針及び手続を定めております。

(iii) 監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る方針及び手続

当監査法人では、必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供について、内容、時期及び形式を含めた方針及び手続を定めております。

(1 3) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

(i) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人では、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。品質管理システムの監視の目的は、職業的専門家としての基準及び法令等遵守、品質管理システムの整備と運用の状況、発行する監査報告書の適切性の評価を行うことにあります。品質管理システムの監視は、品質管理委員会により日々又は定期的に行われ、その活動状況は毎月の品質管理委員会での社員へ報告されております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクへの対応を含めた定期的な検証において、監査契約の新規締結及び更新、不正に関する研修、業務の実施及び監査事務所間の引継等が関連規程に準拠して実施されていることを確かめております。

(ii) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、品質管理委員会においてその影響に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、総括代表社員及び社員会に報告し対処する体制としております。

(iii) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処することを合理的に確保するために通報制度を整備・運用しており、これらの申し立てを受けることを可能とするための通報窓口を当監査法人内外に設けております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報については、情報受信者より、品質管理担当社員及び業務執行社員へ適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて業務管理担当社員、総括代表社員及び品質管理委員会に報告されていることを確かめております。

(v) 不服と疑義の申し立ての方針又は手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処するために通報制度を整備及び運用しており、これらの申し立てを受けることを可能とするための通報窓口を当監査法人内外に設けております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報については、情報受信者より、業務管理担当社員及び業務執行社員へ適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて総括代表社員及び品質管理委員会に報告されていることを確かめております。

(vi) 外部機関による監視

公認会計士法に基づいて、公認会計士・監査審査会が設置されております。公認会計士・監査審査会は、行政としての監視・監督の立場から、日本公認会計士協会による自主規制（日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」のことを指します。）の限界を補完するとともに、日本公認会計士協会の公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、日本公認会計士協会による品質管理レビューの監視を行っております。

(14) 品質管理システムの評価

品質管理委員会は、年に一度、基準日を定め品質管理システムがその目的を達成しているかについて評価を行っております。

(15) 監査事務所間の引継

(i) 後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続

当監査法人では後任の監査事務所への引継にあたり、財務諸表の重要な虚偽の表示に関する情報又は状況、あるいは企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請があった場合にはそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるための方針及び手続を定めております。

(ii) 前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続

当監査法人は前任の監査事務所からの引継にあたり、交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要事項に関する問合せを行うための方針及び手続を定めております。

監査業務の受嘱の判断に当たり、監査実施の責任者が実施した引継の状況を適時に社員会へ報告しております。

(16) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
該当する事項はありません。

(17) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
令和4年3月 品質管理レビュー

(18) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
品質管理担当社員より定期的に報告を受ける事により、品質管理システムの整備及び運用に関する最終責任者である総括代表社員は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称
該当する事項はありません。

(2) 提携を開始した年月
該当する事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容
該当する事項はありません。

6. 外国監査事務所（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
① AGN International Ltd.
② Allinial Global

(2) 提携を開始した年月
① 平成25年4月
② 令和5年7月

(3) 業務上の提携の内容
①②ともにアソシエーションネットワーク契約

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要
顧客へのグローバルトータルサービスの提供、ナレッジの共有を主たる目的としております。現段階では、サービスに関する品質管理については原則として各メンバーファームにより行い、その結果を本部がモニタリングしております。（「独立性に関する指針のⅢ」に規定されているネットワークファームにはしておりません。） ※①②共通

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	—	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	業務の執行における 重要事項の決議	6人	—	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 應和監査法人	東京都千代田区神田 神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング	6 人	—	6 人	19 人
(従)					
該当なし。					

四. 監査法人の組織の概要

別紙参照。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 17 年度 令和 4 年 12 月 1 日～ 令和 5 年 11 月 30 日	第 18 年度 令和 5 年 12 月 1 日～ 令和 6 年 11 月 30 日
売上高		
監査証明業務	393,200	420,398
非監査証明業務	24,500	47,114
合計	417,700	467,512

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当する事項はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当する事項はありません。

4. 供託金の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	該当なし。
供託所へ供託した供託金の額 (金銭及び有価証券の額)	該当なし。
保証委託契約の契約金額	該当なし。
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額 (1 事故/期間中)	該当なし。

※無限責任監査法人であるため、該当する事項はありません。

5. 供託金に全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額（てん補限度額） （1 事故／期間中）
該当なし。			

※無限責任監査法人であるため、該当する事項はありません。

6. 被監査会社等（大会社等）の名称

相模ゴム工業株式会社
 大伸化学株式会社
 株式会社栄電子
G-FACTORY 株式会社
 地盤ネットホールディングス株式会社
 ソレキア株式会社
 株式会社コパ・コーポレーション
 株式会社クロスフォー
 アクシスコンサルティング株式会社
 株式会社早稲田学習研究会
 竹本容器株式会社

以上

